

○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則を、ここに公布する。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則

〔低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則〕を題名改正

〔特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則〕を題名改正

(趣旨)

第1条 この規則は、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除等の権限の委任)

第2条 条例第7条から第9条まで、第12条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第23条、第24条、第27条及び第28条の規定による課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）並びに条例第5条の規定による課税免除等の取消し（道固定資産税に係るものを除く。）は、総合振興局長等（北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第8条に規定する課税地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長をいう。以下同じ。）が行うものとする。

(条例第3条の規則で定める者)

第3条 条例第3条の規則で定める者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）第25条、第27条、第40条若しくは第42条若しくは別表に掲げる法律（以下「公害関係法令」という。）の規定による届出を要することとされていないこと又はこれらの規定による届出を要することとされている場合において、当該届出をし、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと若しくは計画変更命令等を受け、これに従ったこと。
- (2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受け、これに従わなかった事実のないこと。

(課税免除等の申請)

第4条 条例第4条の規定による課税免除等の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期限までに、別記第1号様式の申請書を知事又は総合振興局長等に提出してしなければならない。

- (1) 事業税 個人の場合にあっては当該課税免除等を受けようとする年の3月15日（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1箇月（その事業の廃止が当該者の死亡によるときは、4箇月）を経過する日）、法人の場合にあっては当該

課税免除等を受けようとする事業税に係る北海道税条例第41条第1項の表の左欄に掲げる場合（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の26第1項又は第72条の29第1項若しくは第3項の規定によって申告納付する場合を除く。）の区分に応じ、同表の中欄に定める期間の末日

- (2) 不動産取得税 土地の取得の場合にあつては当該土地を敷地とする家屋を取得した日から30日を経過する日、家屋の取得の場合にあつては当該家屋を取得した日から30日を経過する日
- (3) 道固定資産税 当該課税免除等を受けようとする年の1月31日

（課税免除等の通知）

第5条 前条の規定による申請書を受理した知事又は総合振興局長等は、審査の上、課税免除等の適否を決定し、別記第2号様式の通知書により申請した者に通知するものとする。

（課税免除等の取消しの通知）

第6条 知事又は総合振興局長等は、条例第5条の規定により課税免除等を取り消したときは、その旨を当該課税免除等を受けた者に通知するものとする。

（条例第7条、第9条又は第10条の規則で定める設備、家屋又は償却資産）

- 第7条** 条例第7条の規則で定める設備は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「過疎地域特別償却設備」という。）とする。
- 2 条例第9条の規則で定める家屋は、過疎地域特別償却設備である家屋とする。
 - 3 条例第10条の規則で定める償却資産は、過疎地域特別償却設備である償却資産とする。

（条例第12条、第14条又は第15条の規則で定める設備、家屋又は償却資産）

- 第8条** 条例第12条の規則で定める設備は、租税特別措置法第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備（条例第12条各号に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるもの（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「離島振興対策実施地域特別償却設備」という。）に限る。）とする。
- (1) 条例第12条第1号又は第2号に掲げる事業 取得価額の合計額が500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第13項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超1億円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人にあつては2,000万円とする。）以上のもの

- (2) 条例第12条第3号から第7号までに掲げる事業 取得価額の合計額が500万円以上のもの
- 2 条例第14条の規則で定める家屋は、離島振興対策実施地域特別償却設備である家屋とする。
- 3 条例第15条の規則で定める償却資産は、離島振興対策実施地域特別償却設備である償却資産とする。

(条例第17条又は第18条の規則で定める承認地域経済牽引事業用施設又は家屋若しくは構築物の部分)

第9条 条例第17条及び第18条の規則で定める承認地域経済牽引事業用施設（条例第17条に規定する承認地域経済牽引事業用施設をいう。次項及び第3項において同じ。）（以下この項において「対象施設」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条第1号に規定する同意日以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、5,000万円）を超えるものであること。
- (2) 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が2分の1以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第2号又は法人税法施行令第13条第2号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が2分の1以上のものであること。
- 2 条例第17条の規則で定める部分は、承認地域経済牽引事業用施設の用に供する部分（事務所等に係る部分を除く。）とする。
- 3 条例第18条の規則で定める部分は、承認地域経済牽引事業用施設の用に供する部分（事務所等に係る部分を除く。）とする。

(条例第19条から第21条までの規則で定める施設若しくは設備、家屋又は償却資産)

第10条 条例第19条の規則で定める施設又は設備は、租税特別措置法第12条第3項（同項の表の第1号に係る部分に限る。）又は第45条第2項（同項の表の第1号に係る部分に限る。）

の規定の適用を受ける条例第19条各号に掲げる事業(同条第4号に掲げる事業にあつては、条例第2条第4号に規定する認定半島産業振興促進計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものを販売するものに限る。第2号において同じ。)の用に供する施設又は設備であつて、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるもの(半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備」という。)とする。

- (1) 条例第19条第1号又は第5号に掲げる事業 取得価額の合計額が500万円(資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする。)以上のもの
- (2) 条例第19条第2号から第4号までに掲げる事業 取得価額の合計額が500万円以上のもの
- 2 条例第20条の規則で定める家屋は、認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備である家屋とする。
- 3 条例第21条の規則で定める償却資産は、認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備である償却資産とする。

(条例第23条から第25条までの規則で定める設備、家屋又は償却資産)

第11条 条例第23条の規則で定める設備は、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下この項において同じ。)の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)の数が15人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号)第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうち次に掲げる設備を含むもの(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する期間内に新設され、又は増設されるものに限る。以下「原子力発電施設等立地地域対象設備」という。)とする。

- (1) 機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備
- (2) 道路貨物運送業の用に供する車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
- (3) 倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
- 2 条例第24条の規則で定める家屋は、原子力発電施設等立地地域対象設備のうち前項各号に掲げる設備である家屋とする。
- 3 条例第25条の規則で定める償却資産は、原子力発電施設等立地地域対象設備のうち第1項各号に掲げる設備である償却資産(倉庫業の用に供するものを除く。)とする。

(条例第27条の規則で定める減価償却資産)

第12条 条例第27条の規則で定める減価償却資産は、地域再生法(平成17年法律第24号)第

5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）であって、取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 工場立地法（昭和34年法律第24号）
- 2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 3 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）